

意見提出用紙

住所又は所在地			
氏名又は名称			
電話番号		FAX番号	
☐ 向日市内に在住・在勤・在学する方 ☐ 向日市内に事務所や事業所を有する個人または団体			

【意見記入欄】

向日市議会基本条例（案）について

- ※ 提出していただいた意見提出用紙はお返しできません。
- ※ お電話でのご意見等には応じかねますので、あらかじめご了承ください。

【提出方法】

次のいずれかの方法により、意見提出用紙の提出をお願いします。

募集期間：令和8年9月1日（火）～令和8年9月30日（水）【必着】

① 持参	向日市議会事務局（市役所議会棟1階）
② FAX	FAX番号：075-931-4188
③ 郵送	〒617-8665 向日市寺戸町中野20番地 向日市議会事務局 宛
④ 電子メール	E-mail：gikai@city.muko.lg.jp 件名を「向日市議会基本条例（案）への意見」としてください。

- ※ 意見提出用紙は、目的以外には使用しません。
- なお、提出されたご意見は個人情報を除き、公開される場合があることをご了承ください。